

| | |
|--|---|
| <p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p> | <p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p> |
| <p>7-65 前照灯照射方向調節装置</p> | <p>8-65 前照灯照射方向調節装置 [審査事項なし]</p> |
| <p>7-65-1 装備要件 自動車には、7-65-2の基準に適合する前照灯照射方向調節装置を備えることができる。(保安基準第32条第10項関係)</p> <p>7-65-2 性能要件(視認等による審査) (1) 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第42条第10項関係、細目告示第120条第13項関係)</p> <p>① 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。</p> <p>② 手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。 この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であって、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に、文字、数字又は記号からなる直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 次に掲げる前照灯照射方向調節装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第120条第14項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯照射方向調節装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前照灯照射方向調節装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている前照灯照射方向調節装置又はこれに準ずる性能を有する前照灯照射方向調節装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前照灯照射方向調節装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯照射方向調節装置又はこれに準ずる性能を有する前照灯照射方向調節装置</p> <p>7-65-3 欠番</p> <p>7-65-4 適用関係の整理 (1) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-65-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第29条第1項第8号関係)</p> <p>7-65-5 従前規定の適用① 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第1項第8号関係)</p> <p>7-65-5-1 装備要件 自動車には、7-65-5-2の基準に適合する前照灯照射方向調節装置を備えることができる。</p> <p>7-65-5-2 性能要件 前照灯照射方向調節装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。</p> <p>② 手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。 この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であって、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できる表示をしていないものは、この基準に適合しないものとする。</p> | |